

優生保護法は、戦後間もなくの国情から母体保護の名目で人工妊娠中絶を合法化し、さらに優生条項を強化したものである。同法制定の促進、さらに優生手術の実施増進をせまったのは産婦人科医であった。もちろん、精神科医側にも重症精神障害者排除というべき動きはあった。優生手術強制については、のぞましくない素質の減少という狙いととも、生活能力をかく人への上からの慈恵的な眼差しもあった。

いずれにせよ、薬物療法の効果が十分に確認されたのは1960年代後半であったから、同法の優生条項は1970年には廃止されるべきであった。

国民優生法の対象となったのは、少人数にとどまっており、その大部分は精神病患者、精神薄弱者

であった。優生保護法で優生手術の対象となった人について病種別の統計はない。といっても、申請の段階でかかわった大多数は精神科医であったろう。新聞・テレビの取材者の話では、文書に名のでてくる精神科医はみな名をだすことを拒否している。結果として、加担者として顔をだしているのはわたしだけである。1969年の金沢総会以来はげしい批判の姿勢をみせてきた日本精神神経学会が、優生保護法にとりくんだのは1989年、優生条項廃止の数年まえになってであった。日本精神神経学会および精神科医全般の体質もとわれなくてはならない。

(平成31年1月例会)

書 評

グレゴワール・シャマユー (Grégoire Chamayou) 著, 加納由起子 訳 『人体実験の哲学』

医学実験に伴うリスクは、差別的かつ不平等に社会の中で配分されてきた。そのリスクを「社会」に代わって引き受けてきたのは、死刑囚、受刑者、孤児、娼婦、植民地の住民、あるいは瀕死の病人など、卑賤とされてきた人々であった。これまで、医学実験の対象とされてきた遺体や生きた人体の供与システムを医学史と政治思想史の両面から描いた本書は、Les corps vils: Expérimenter sur les êtres humains aux XVIIIe et XIXe siècles の(訳者訳「卑しい体—18・19世紀における人体実験」)全邦訳である。

著者は、1976年、ルルド生まれ、カント哲学者、かつ科学技術の思想家であり、リヨンのエコール・ノルマル・シュベリウール CERPHI に研究員として所属していると紹介されている。

本書は、90頁に及ぶ多くの参考文献に基づき、次のような内容から構成されている。

序章

- 第1章 刑死体
 - 第2章 死刑囚の体
 - 第3章 種痘、あるいは大衆試験
 - 第4章 自己実験
 - 第5章 臨床試験と扶助契約
 - 第6章 治療的試験の権利
 - 第7章 治療的試験の危機と変容
 - 第8章 病理実験
 - 第9章 モルモットと交わされた実験承諾書
 - 第10章 現象世界の実験領域への変貌
 - 第11章 植民地の実験
- 終章

本書は、主にフランス国内の問題を歴史的に扱い、18世紀初頭から1905年までを取り上げている。それは、1720年における種痘の英国への導

入に始まり、1905年にフランスで「承諾」の概念を中心に、実験者と被験者の関係が契約化することがなされる一方で、アフリカの植民地で「先住民」に対して医学的実験が行われた年であったことを指している。

まず、18世紀の死体解剖が死刑囚の刑死体を使って行われ、これは、当時の死刑囚、君主、そして医者によって実行された。これは、一方では権威的序列関係があり、他方では供給される遺体を使って一方的になされた権利譲渡の関係であったと述べている。

解剖と刑罰とは、歴史的に結びつき、解剖用の死体は、もはや罪人のもの以外は使えないという状況が生まれ、解剖の需要が増大したイギリスでは、死体の裏取引が生まれ、墓地から死体を掘り起こして医者に売るといふ商売が誕生するに至り、今でも裕福な家庭の墓所が、金属の格子を張り巡らした檻の中にあることが見られるという。

さらに、著者のいう「君主的行為」として、毒見役として死刑囚を用いたり、新しい手術法を死刑囚で行ったりすることを、国王が医者に委任するようになり、死刑囚の体は高貴な人物の代替の役を果たすこととなった。これは、まさに生体実験といえるものであった。

さらに、種痘の導入は、実験の対象が国民全体となり、国民の大多数の保護と延命を図ることは国家の義務であるという側面を入手したことになる。臨床医学の誕生とともに、国家の補助を受ける者は、その代償として彼らの体を医学実験の材料として提供することになった。その中で、治療的試験の方法を巡り、数値的方法と比較対照の方法が用いられているが、前者は長期にわたる一連

の実験を必要とし、後者は一部の患者を無治療で放置する行為を含んでいることが倫理上の問題であるとしている。

また、19世紀後半になると、健康な人間を用いた予防接種の実験は、大きな倫理的危機を西洋社会に招き、フランス本土では、医学実験に対する規制が規範の形を取りつつあった。しかし、別の場所では植民地という「例外」的な土地に「例外」的な実験がなされるようになり、「卑しい体」は人種の特徴をもって再び現れることになった。

この本で、筆者は二重の批判を行っている。その一つは、現在のフランスでなされている科学者の仕事の実践的側面を捨象する科学史に対する批判であり、もう一つは、人口に膾炙した科学実験に対する道徳哲学からの批判である。これらを、300年前から現在に至るさまざまな流れを通して解明しようとした問題作であるといえよう。

文中には随所に図版が挿入されていて、①断頭刑死体のガルバーニ電気実験、②王の面前で死刑囚を対象に行われた腎結石切除術、③「残酷の四段階」（子供時代の動物に対する虐待、大人になって殺人者となり、死刑囚となり、生体解剖をされる）、④ワクチンで「牛化」した少年の肖像、⑤ペストの膿を自らに接種するエジプト遠征軍の軍医長、⑥ペスト患者に触れるポナバルト、⑦アレクシ・サン・マルタンの肖像（胃に瘻孔をもった男）、などが示されている。

（宮武 光吉）

[明石書店、〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-9-5, TEL. 03 (5818) 1171, 2018年9月, 四六判, 583頁, 3,600円+税]

吉元昭治 著

『図説 道教医学——東洋思想の淵源を学ぶ——』

著者の吉元氏には旧著『道教と不老長寿の医学』（平河出版社、1989年）がある。このたび新しく道教と医学を論ずる本書を著した動機については、冒頭の「はじめに」で述べられている。要

約すると、「道教医学」を長年研究してきた著者にとって、単に道教と医学を結びつけるだけでは真の理解にはならず、共通の根から眺める必要があることに気づいたとし、東洋医学の診療や学習